

鳥取県東部地域における レジ袋削減推進に関する協定書

株式会社天満屋ハッピーマート、東部地域ノーレジ袋推進協議会の構成団体のうち下記の団体（以下「協定参加団体」という。）、関係市町、鳥取県は、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向けた環境配慮行動を推進し、環境にやさしい生活様式への転換を図るきっかけとして、レジ袋の削減及びマイバッグ等の持参を全面的に推進することを目的に、本協定を締結し、以下の事項について連携して取り組みます。

- 1 株式会社天満屋ハッピーマートは、マイバッグ持参率80%以上の達成を目標に、マイバッグ等の持参を消費者に呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布を行わず、レジ袋の削減を図る活動を推進します。
- 2 株式会社天満屋ハッピーマートは、鳥取県東部地域の1店舗（郡家店の食品レジ）において、平成24年10月1日からレジ袋の無料配布を中止します。
- 3 株式会社天満屋ハッピーマートは、レジ袋収益金（注）を地球温暖化防止の推進やリサイクル推進等の環境保全活動に還元します。
- 4 株式会社天満屋ハッピーマートは、レジ袋の削減を図る活動状況及びレジ袋削減率の状況などについて、定期的に東部地域ノーレジ袋推進協議会に報告するとともにその内容を公表します。
- 5 協定参加団体は、マイバッグ等の持参によるレジ袋の削減を消費者に呼びかけ、取組を拡大します。また、株式会社天満屋ハッピーマートが実施するレジ袋無料配布中止の取組を積極的に支援します。
- 6 東部地域市町は、協定参加団体及び県と連携して、株式会社天満屋ハッピーマートが実施するマイバッグ持参等の促進及びレジ袋無料配布中止の取組を支援するとともに、消費者へ積極的に普及啓発を行います。
- 7 鳥取県は、協定参加団体及び関係市町と連携して、株式会社天満屋ハッピーマートが実施するマイバッグ持参等の促進及びレジ袋無料配布中止の取組について効果的なPRを行うことにより支援するとともに、その効果を調査し、これを評価、公表することを通して、本活動の更なる拡大を目指します。
- 8 本協定の有効期限は、本協定締結日より3年間とします。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、協定締結者から更新しない旨の意思表示がなされないときは、協定は同一内容で更新されるものとし、以後も同様とします。なお、この協定の脱退は協定締結者の自由意志によることとします。
- 9 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき、又は、この協定に関し疑義が生じたときは、協定締結当事者で協議の上、定めるものとします。

（注）「レジ袋収益金」は「レジ袋販売代金」からレジ袋納品原価及び消費税を引いた金額です。

平成24年4月24日

株式会社天満屋ハッピーマート

東部地域ノーレジ袋推進協議会

代表取締役社長

栗延 章裕

会長

富田 栄一

協定参加団体

東部消費生活モニター協議会

とっとり県消費者の会

鳥取県連合婦人会

会長

外池 美代子

会長

福井 靖子

会長

田中 朝子

鳥取市消費者団体連絡協議会

財団法人鳥取県連合母子会

鳥取県商工会女性部連合会

会長

竹本 佑代子

会長

榊島 和江

会長

秋田 寿江

八頭町

町長

平木 誠

鳥取県

知事

平井 伸治